平成２５年（フ）第１号
愛媛県大洲市柚木358番地
債務者　山下あや子
1　決定年月日時　平成25年１月25日午前10時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月22日まで
松山地方裁判所大洲支部

平成２４年（フ）第８９３号
宮城県黒川郡富谷町明石台５丁目１番地６
債務者　佐藤　靖由
1　決定年月日時　平成25年１月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月25日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２４年（フ）第９３７号
仙台市泉区南光台１丁目23番17号
債務者　赤間　　勉
1　決定年月日時　平成25年１月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月25日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２４年（フ）第５６号
秋田県大仙市大曲緑町４番３号、旧住所秋田県大仙市神宮寺字本郷野19番地７　神岡ＡＤ棟市営住宅Ｄ－１
債務者　菊池　友紀
1　決定年月日時　平成25年１月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月25日まで
秋田地方裁判所大曲支部

平成２４年（フ）第４１号
山形県新庄市下金沢町９番21号
債務者　草刈　浩二
1　決定年月日時　平成25年１月25日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月25日まで
山形地方裁判所新庄支部

平成２４年（フ）第４２号
山形県新庄市下金沢町９番21号
債務者　草刈ルミ子
1　決定年月日時　平成25年１月25日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月25日まで
山形地方裁判所新庄支部

平成２５年（フ）第１号
山形県新庄市大字昭和683番地、前住所山形市吉原１丁目６番25号
債務者　川崎友里恵（旧姓保角）
1　決定年月日時　平成25年１月25日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月25日まで
山形地方裁判所新庄支部

平成２５年（フ）第６号
福島市飯坂町湯野字暮坪５番地の１
債務者　斎藤　泰夫
1　決定年月日時　平成25年１月25日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月25日まで
福島地方裁判所

平成２４年（フ）第４８０号
茨城県東茨城郡茨城町大字長岡4260番地14
債務者　佐川　美幸（旧姓三浦）
1　決定年月日時　平成25年１月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月25日まで
水戸地方裁判所

平成２４年（フ）第４８３号
茨城県東茨城郡城里町大字石塚2332番地の１　ＡＬＳ21―101号
債務者　冨山　忠義
1　決定年月日時　平成25年１月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月25日まで
水戸地方裁判所

平成２４年（フ）第４８９号
茨城県常陸太田市木崎一町4103番地、前住所茨城県常陸大宮市入本郷618番地
債務者　萩野谷義信（旧姓桑名）
1　決定年月日時　平成25年１月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月25日まで
水戸地方裁判所

平成２４年（フ）第４９２号
茨城県水戸市圷大野381番地の１
債務者　高橋　美基
1　決定年月日時　平成25年１月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月25日まで
水戸地方裁判所

平成２４年（フ）第４９３号
茨城県水戸市新荘２丁目12番８号
債務者　山本千代子
1　決定年月日時　平成25年１月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月25日まで
水戸地方裁判所

平成２４年（フ）第５０４号
茨城県常陸太田市木崎二町3833番地
債務者　押野　光子
1　決定年月日時　平成25年１月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月25日まで
水戸地方裁判所

平成２４年（フ）第４０号
千葉県館山市館山1496番地の３
債務者　伊藤　洋示
1　決定年月日時　平成25年１月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月25日まで
千葉地方裁判所館山支部

平成２４年（フ）第４７４号
岐阜市茶屋新田606番地１
債務者　和田美濃里
1　決定年月日時　平成25年１月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月25日まで
岐阜地方裁判所

平成２５年（フ）第７１号
名古屋市西区城西４丁目２番14号　タウニー藤一101号
債務者　竹内美代子
1　決定年月日時　平成25年１月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月25日まで
名古屋地方裁判所民事第２部